

14

その他の事業

(1) 公営駐輪場の割引

公営自転車駐車場利用時に、身体障害者手帳または療育手帳を提示すれば利用料金の減額を受けることができます。

対象者

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②療育手帳をお持ちの方

内 容

定期利用は、各自転車駐車場 ECOPOOL（エコプール）で申請いただくと、利用料金が半額となります。（本人のみ）

一時利用は、パークアドバンス（寝屋川市早子町 20 番 15 号）もしくは郵送で申請をしていただき、交付されるシール（障害者用）を自転車等に貼付けていただくと、利用料金が半額となります。（本人のみ）

※ ECOPOOL（エコプール）【機械化】の導入に伴い、一時利用の方のみ、各駐輪場の精算機でお支払い下さい。

なお、障害者専用の駐車枠に必ず駐車して下さい。また、自転車等にシール（障害者用）の貼付が必要となりますので、交付されたシール（障害者用）を貼付後、駐車して下さい。

問い合わせ先

アドバンス寝屋川マネジメント株式会社
〒572-0837 寝屋川市早子町 2 3-2-2 1 7
TEL 072-823-3751
【担当窓口】 交通政策課

【対象となる駐輪場】

寝屋川市駅周辺	寝屋川市駅西自転車駐車場 寝屋川市駅前第1自転車駐車場 寝屋川市駅前第2自転車駐車場 寝屋川市駅前第3自転車駐車場 寝屋川市駅前第4自転車駐車場 寝屋川市駅前第6自転車駐車場
萱島駅周辺	萱島駅前第1自転車駐車場 萱島駅前第2自転車駐車場 萱島駅前第3自転車駐車場 萱島駅前第5自転車駐車場 萱島駅前第6自転車駐車場
香里園駅周辺	香里園駅前第3自転車駐車場
寝屋川公園駅周辺	寝屋川公園駅前第1自転車駐車場 寝屋川公園駅前第2自転車駐車場

(2) 自転車の駅の割引

自転車の駅利用時に、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示すれば使用料の減額を受けることができます。

対象者

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②療育手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

内 容

利用時に窓口で手帳を提示すると、使用料（交流室・研修室・自転車）が半額となります。
なお、交流室・研修室を使用する場合は、使用許可申請書が必要となります。

問い合わせ先

自転車の駅
〒572-0842 寝屋川市太秦高塚町 7番1号
TEL 072-824-2250
【担当窓口】 交通政策課

(3) 一人ひとりの成長記録「はちかづきノート」

寝屋川市ではこどもの出生から年齢に応じて発達の様子や様々なできごと、保護者や本人の思いを記入するため、成長記録として「はちかづきノート」を作成しました。本人や保護者が記入したり、学校や関係者から出された書類をとじたりして、それぞれの方の「はちかづきノート」がうまれます。必要な時に振り返り、必要な情報を得るためにぜひご活用ください。

対象者

寝屋川市内在住の方（障害のない方も利用できます）

配布場所

障害福祉課
寝屋川市ホームページよりダウンロードすることも
できます。

『寝屋川市 はちかづきノート』で検索してください。

窓 □

障害福祉課

(4) 一人ひとりの自分の説明書 「知って帳」

寝屋川市では、発達に支援を必要とする方一人ひとりに応じて、適切な支援を受けられるよう、いまの本人の成長・発達の状況、医療情報（アレルギーや服薬の状況）、支援を受ける際の注意点などを記入する「知って帳」を作成しました。

これを活用することで、支援を必要とする方の情報が、必要な関係機関に的確に伝えられ、適切な支援につながることを目的としています。ぜひご活用ください。

対象者

寝屋川市内在住の方（発達に支援を必要とする方）

配布場所

障害福祉課
寝屋川市ホームページよりダウンロードすることも
できます。

『寝屋川市 知って帳』で検索してください。

窓 □

障害福祉課

(5) 点字広報・声の広報、 点字版議会だより・声の議会だより

視覚障害者(1級・2級で希望者のみ)に、点字広報・声の広報、点字版議会だより・声の議会だよりを無料で郵送しています。

窓 □

企画三課 TEL 813-1146

(点字広報・声の広報)

議会事務局 TEL 824-0010

(点字版議会だより・声の議会だより)

(6) 郵便等投票証明書の申請

選挙人名簿に登録された方が、身体障害者手帳の交付を受け、対象者要件にあてはまるときは、「郵便等投票証明書」の交付を受けると、自宅等で投票する郵便等による不在者投票ができますので、あらかじめ申請されることをお勧めします。

申請された方には、審査後「郵便等投票証明書」を交付します。

「郵便等投票証明書」の交付を受けている方には、選挙ごとにご案内を送付しますので、郵便等による不在者投票がスムーズに行えます。

※「郵便等投票証明書」は有効期限があります。

※郵便等による不在者投票ができる方のうち、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている方、または身体障害者手帳をお持ちの方で、障害の程度が前述の障害の程度に該当することを、市障害福祉課が証明した方は、郵便等による不在者投票における代理記載制度が利用できます。

対象者

- ① 両下肢、体幹・移動機能の障害が1級又は2級
- ② 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級又は3級
- ③ 免疫・肝臓の障害が1級から3級

身体障害者手帳をお持ちの方で、障害の程度が上記の障害の程度に該当することを、市障害福祉課が証明した方も該当します。また、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が5の方や戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に特定の障害の記載がある方も対象となります。

窓 □

選挙管理委員会事務局 TEL 825-2435

(7) NTT「ふれあい案内」(無料番号案内)

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障害及び精神障害、聴覚障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害のある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。ご利用には、事前に登録が必要です。

対象者

- ・身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方

区 分	身体障害者等級表による級別
視覚障害	1～6級
肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)	1、2級
聴覚障害	2級、3級 4級、6級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級、4級

- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

問い合わせ先

TEL 0120-104-174
FAX 0120-104-134
受付時間：午前9時～午後5時（月曜～金曜）
※祝祭日、年末年始は除く

104番を利用する場合、「ふれあい案内」と申し出、あらかじめ届けた登録電話番号と暗証番号をオペレーターに申し出れば、無料となります。公衆電話からの利用も同様です。

(8) NTTファックス104（有料）

耳や言葉の不自由な方からの電話番号やファックス番号のお問い合わせをファックスでお受けするサービスです。

お名前、ファックス番号とお問い合わせ先の住所、お名前、業種等を記入して、下記の電話番号までファックスを送信してください。折り返し、ファックスで電話番号をご案内いたします。

受付 FAX 番号

フリーダイヤル 0120-000-104
(全国共通・24時間・年中無休)

料金

昼間・夜間（午前8時～午後11時）
①月に1案内の場合
66円（税込）/案内
②月に2案内以上の場合
1案内分66円（税込）/案内
1案内を超える分 99円（税込）/案内
深夜・早朝（午後11時～翌朝8時）
①165円（税込）/案内

(9) ニュー福祉定期貯金

障害基礎年金をお受け取りの方などが預入いただける預入期間1年の定期貯金です。一般の1年ものの定期貯金の金利に一定の金利を上乗せした金利を適用します。 ※詳細については、直接窓口にお問い合わせください。

窓 □

ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口

(10) 障害者災害時支援バンダナ

視覚や聴覚などに障害がある市民向けに、災害時に着用することで周囲の人に障害を知らせることができる「障害者災害時支援バンダナ」(下図参照)を無料で配布しています。

対象者

- ・ 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている人
- ・ 難病患者（障害者総合支援法施行令に規定する疾患の患者）

窓口

障害福祉課
東障害福祉センター（明和1丁目13番23号）

手続きに必要なもの

- ・ 障害者手帳
- ・ 難病患者は特定疾患医療受給者証又は医師の意見書等疾患名が確認できるもの



バンダナの裏表や視覚障害の方に必要なメッセージがすぐに分かるように、「目（め）が不自由です」の文言が入っている個所には、タグをつけています。